

熊谷市住宅用外付け日よけ 設置費補助金のお知らせ

室内での熱中症対策を推進するため、市内において、住宅の窓に外付け日よけを設置した市民に対して、その費用の一部を補助します。

1. 補助対象設備

本補助金の補助対象設備は、外付け日よけ（住宅の窓の外側に設置する用途で製造されたサンシェード又はブラインド）です。

※ひとつの窓枠（開口部分）あたりの補助対象経費が15,000円以上で、日射遮へい率、熱線カット率その他太陽からの熱を遮断する数値が添付書類にて確認できるものになります。

※室内ブラインドなどの屋内に設置する製品も日射熱を遮る効果がありますが、本補助金の対象外となります。補助金の利用を検討されている方はご注意ください。

※熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けている場合には、申請できません。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、市内に住宅を所有又は借用し、居住している方で、本年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に、その住宅の窓に外付け日よけの設置（支払いを含む）を行った方です。

本補助金の対象者は、下記の全てに該当する方です。

- 本市の住民基本台帳に記録されていること
- 本市の市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと
- 住宅等に、建築基準法、都市計画法、その他関係法令の違反がないこと
- 住宅を借用している方は、外付け日よけを設置することについて、住宅の所有者の承諾が得られていること
- 同一年度内に、本補助金の交付を受けていないこと
- 補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）について、本市で実施している他の補助金又は助成金等の交付を受けていないこと
- 本補助金の交付を受けた外付け日よけを設置した窓と同一の窓に外付け日よけを設置する場合において、当該補助金の交付を受けた年度を含めて2年度以上を経過していること
- 暴力団との関係を有していないこと

3. 補助金額

本補助金の補助金額は、補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の5分の1（千円未満切捨、上限20,000円）です。地域電子マネー「クマPAY」で交付します。

※新築の住宅又はリフォームした住宅に設置した場合は、補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）が明確な場合において補助対象になります。

4. 地域電子マネー「クマPAY」での受領について

補助金申請時点で「クマぶら」内にある「クマPAY」の会員登録を完了している必要があります。また、誤った「クマPAY」カード番号を記載された場合、補助金申請者ではない方に入金される場合があります、申請者に再度付与することはできません。「クマPAY」カード番号について、お間違えのないようご確認ください。

(1) 地域電子マネー「クマPAY」登録方法

STEP1 クマぶら会員登録

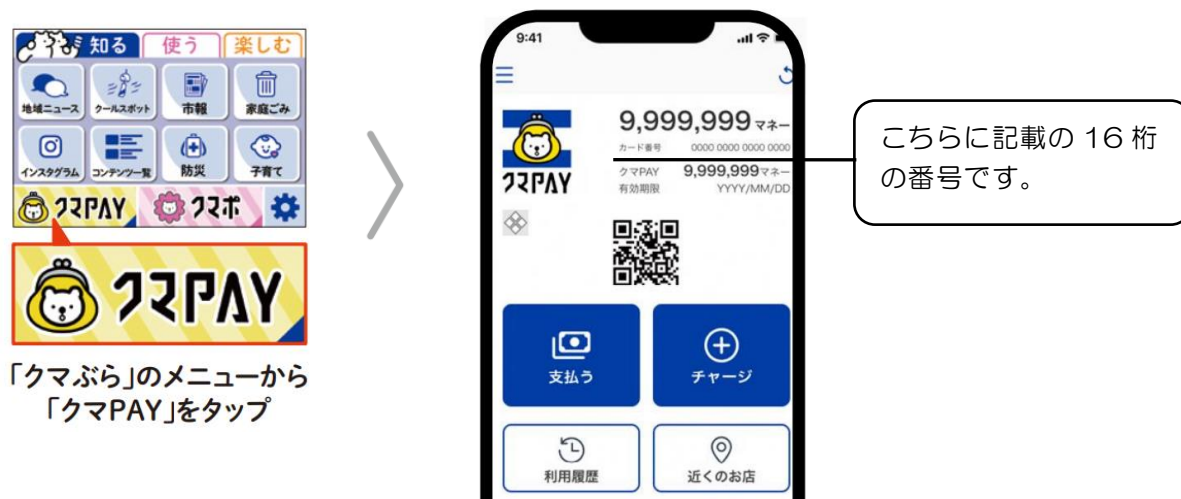


STEP2 クマPAY会員登録



(2) 地域電子マネー「クマPAY」カード番号確認方法

「クマPAY」会員登録後、以下の画面にてご確認ください。



5. 補助金交付手続きの流れ

(1) 交付申請兼請求

外付け日よけの設置後、購入及び設置に係る費用の支払いをしてから90日以内又は当該支払いをした日の属する年度の末日（令和7年3月31日）のいずれか早い日までに申請（請求）してください。

①受付期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※申請は先着順に受付し、受付期間中でも予算額に達した場合は受付を終了します。

②申請書類

○熊谷市外付け日よけ設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※補助金申請時点で「クマぶら」内にある「クマPAY」の会員登録を完了している必要があります。

○添付書類

ア 補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）に係る領収書の写し

イ 補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）に係る内訳が分かるものの写し

ウ 設置した外付け日よけのカタログの写し（日射遮へい率、熱線カット率その他太陽からの熱を遮断する数値が明記されているもの）

エ 外付け日よけの設置後の写真

※補助対象設備の全体を写したものは必須

オ 外付け日よけ設置に係る承諾書（様式第2号）（住宅を借用している場合のみ）

③申請先

②の書類を「熊谷市 環境部 環境政策課（江南庁舎2階）」に提出してください（郵送不可）。

※本庁舎、妻沼庁舎、大里庁舎では、受け付けしておりませんので、ご注意ください。

(2) 交付決定

提出された申請書に基づき、書類審査の後、交付決定通知書（様式第3号）を郵送します。

※交付決定通知書の発送は、交付申請を受理した翌月中旬です。ただし、4月申請受理分については、6月中旬発送になります。

(3) 地域電子マネー「クマPAY」の受領

交付決定通知書送付後、申請書兼請求書に記載いただいたカード番号へ直接入金させていただきます。

問い合わせ先（申請書提出先）

熊谷市 環境部 環境政策課 環境政策係

・住所 〒360-0192 熊谷市江南中央一丁目1番地（江南庁舎2階）

・TEL 048-536-1547（直通）

・窓口受付時間 8：30～17：15（平日のみ）